

建築士事務所の登録事務等が 京都府から(一社)京都府建築士事務所協会 に変わります！！

これまで、建築士事務所の登録事務等を京都府が行ってきましたが、平成27年12月1日からは建築士法第26条の3の規定により京都府知事が指定した(一社)京都府建築士事務所協会が行います。

(受付窓口については裏面を参照)

平成27年12月1日から (一社)京都府建築士事務所協会で行う業務

- ・ 建築士事務所登録の受付、登録業務
- ・ 建築士事務所の変更届等の受付、登録業務
- ・ 登録簿の閲覧
- ・ 設計等の業務に関する報告書の受付、閲覧
- ・ 登録事項証明書 of 交付
- ・ 附則第3条の届出(所属建築士の届出)の受理

○申請書の提出先が変わります。

申請窓口は(一社)京都府建築士事務所協会のみとなります。

郵送での申請は地域限定となります。詳しくは協会HPをご覧ください。

○手数料の納入方法が変わります。

現金または振込みでの納入となります。

(京都府収入証紙での納付はできません。)

○申請手数料(従来どおり)

各種申請		申請手数料
建築士事務所登録申請	一級	15,000円
	二級、木造	10,000円
登録事項証明		400円

【問い合わせ】

一般社団法人 京都府建築士事務所協会

TEL 075-222-1717 FAX 075-222-1700

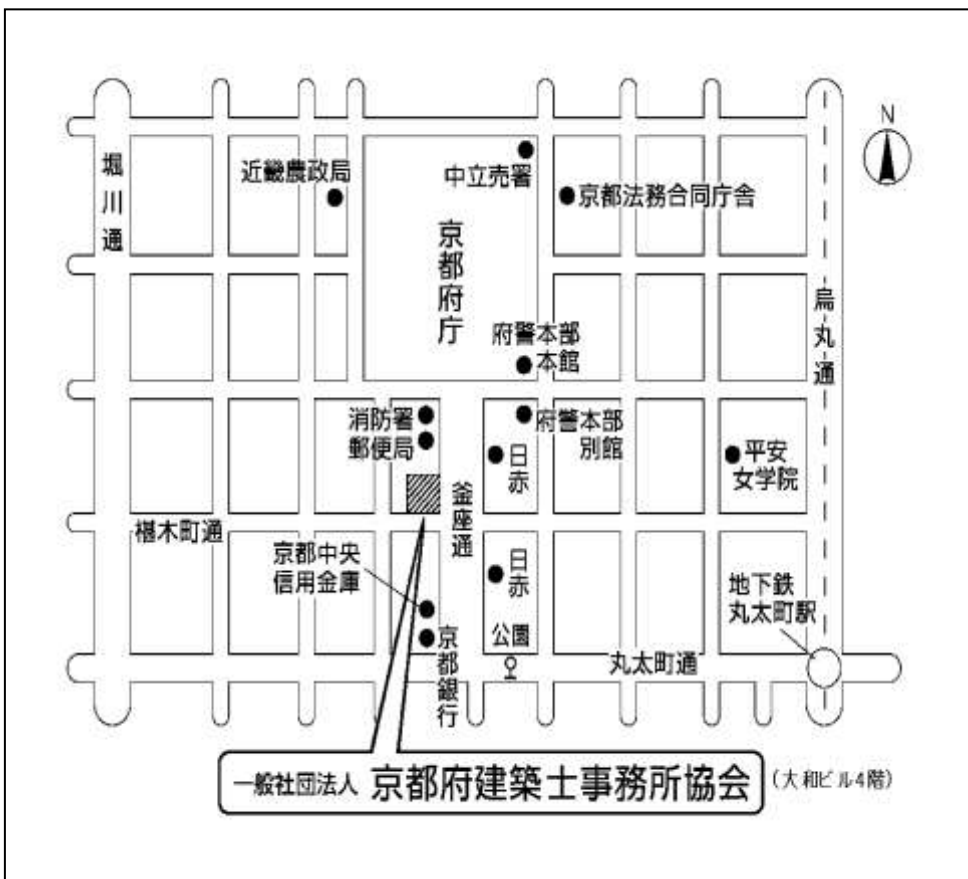
京都府建設交通部 建築指導課

TEL 075-414-5345 FAX 075-451-1991

○ 受付窓口一覧

建築士事務所の所在地	平成 27 年 11 月 30 日 まで	平成 27 年 12 月 1 日 以降
京都市（京都市西京区大枝、大原野、右京区嵯峨嵯原、嵯峨越畑を除く）	一般社団法人 京都府建築士事務所協会	一般社団法人 京都府建築士事務所協会 <郵便番号> 602-8031 <所在地> 京都市上京区釜座通榎木町上る東裏辻町 417 大和ビル 4 F
向日市、長岡京市、大山崎町（京都市西京区大枝、大原野を含む）	京都府乙訓土木事務所	
宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町	京都府山城北土木事務所	
木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村	京都府山城南土木事務所	
亀岡市、南丹市、京丹波町（京都市右京区嵯峨嵯原、嵯峨越畑を含む）	京都府南丹土木事務所	
福知山市	京都府中丹西土木事務所	
舞鶴市、綾部市	京都府中丹東土木事務所	
宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町	京都府丹後土木事務所	

○ 案内図



※ 注意事項

建築士法施行規則第18条の規定により有効期限満了日の30日前までに更新手続きの登録申請書を提出しないと、更新の登録ができませんのでご注意ください。